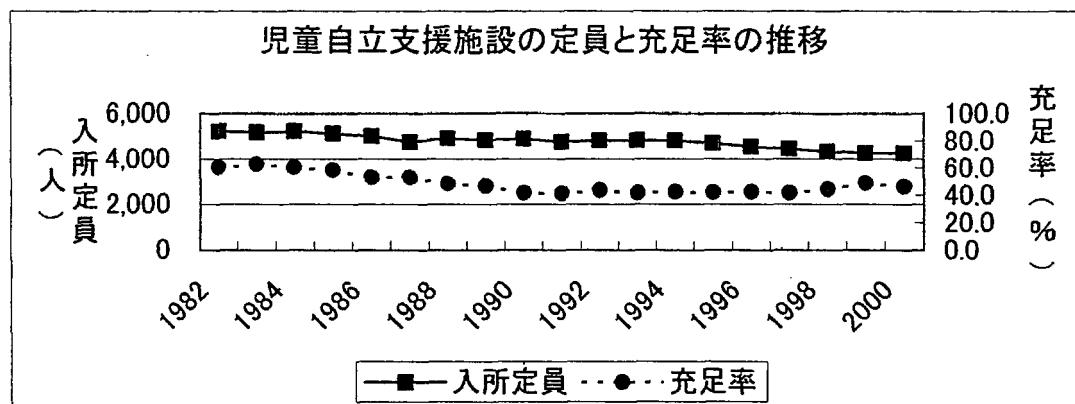


追 加 資 料

厚生科学研究補助金（子ども家庭総合研究事業）平成13年～15年
 非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究
 第1パート 児童自立支援施設の入所状況とその課題についてから
 主任研究者 野田正人（立命館大学） 分担研究者 才村真理（帝塚山大学）
 分担研究者 平戸ルリ子（東京家政大学） 研究協力者 鈴木崇之（武庫川女子大学）

平成13年度 児童自立支援施設の入所状況の概況

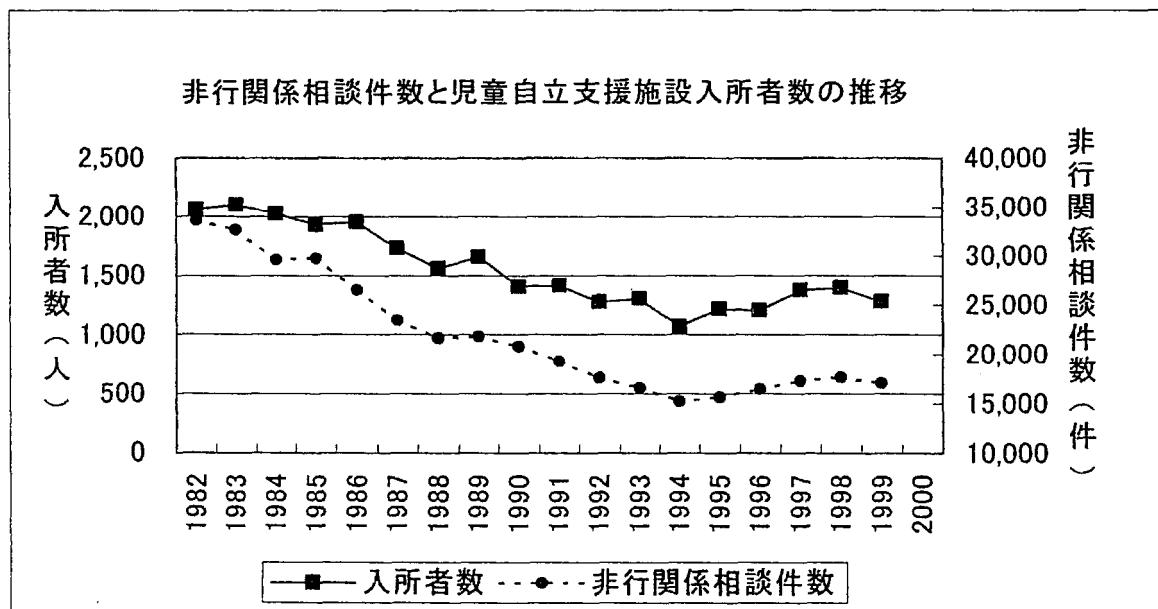
図1



国民の福祉の動向 各年版から

児童自立支援施設の入所者数

児童自立支援施設に児童が入所する経路は、大別すると、児童福祉法に基づき児童相談所が措置するものと、少年法の保護処分として家庭裁判所が決定・送致し、その後児童相談所の措置に組み入れられて入所に至る二つの系統がある。このうち後者である家庭裁判所からの送致はおおむね年300件前後で推移しほぼ横ばいの状況にある。それに対して児童相談所からの通常の措置は全国統計では右肩下がりに減少しており、国民全体で見たとき、子どもの数が減少していることを思えばこのようなカーブも当然かと思われるが、前述のように非行関係諸数値が上昇していることから考えると、異常な状態と言うことができよう。図2の上の折れ線は、児童自立支援施設に措置された児童数、つまり入所者数であるが、1994年以降やや持ち直す感もあるが、全体として減少傾向にあることは明瞭であろう。



社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例） 各年版から

このように児童自立支援施設の入所人員が、他施設や今日の非行状況に比較して少ないことの原因を明らかにするためには、児童自立支援施設への入所の決定要因としてどのようなものがあるか整理しておく必要がある。

この点について、従来の教護院や児童自立支援施設職員の間では、児童自立支援施設のあり方やその処遇が、今日の非行状況に対応できていないのではないかという、課題の内在論が検討されてきた。

また、措置権を実質的に行使する児童相談所の課題として、その限界や職員の専門性・マンパワーの不足など、児童相談所の力量論としても取り上げられる。

さらに、今日の家族や保護者の状況を見ると、子どもにいけないことはいけないと言い切れない保護者や、施設入所を必要と考えつつも入所の同意ができない親権者など、家族・親子関係や非行状況が従来と変化しており、そもそも従来型の措置手続きそのものに限界があるのではないかとの、家族や社会状況との関係で児童自立支援施設の限界をいう見解もある。

しかし、これら児童福祉領域や対象者の変化だけに原因を求めるのではなく、非行に関する全体的なシステムの中で児童福祉がどのような役割を果たすのか、あるいはいかなる社会からの期待を担っているのかという視点での考察も必要である。

その点で興味深いのは、図2にみられるように、この20年をみても児童相談所が受理した非行関係相談は一貫して減少しており、のことと児童自立支援施設の入所者数のカーブとは似た傾向を示していることである。このことから児童自立支援施設の入所状況は、児童福祉領域における非行関係相談の取扱状況に関係があり、単に児童福祉領域内でのシェアの問題にはとどまらないと考えることもできる。

2. 施設別の入所定員と実人員

つぎに、各施設別の定員と入所人員の推移を検討する。

このための資料は統一的なものとして、昭和43年10月から全国教護院協議会が原則隔年で発行している「全国教護院勤務職員待遇実態調査」があり、同報告は昭和51年版から「全国教護院実態調査」と改称され、平成13年版からは施設名称の変更によって「全国児童自立支援施設実態調査」と改称されている。

この資料に基づいて、各年度の施設の定員と実人員数を年度別に整理したのが、第1部の末尾に添付した、表1及び表2である。(空欄は記載がないことによる欠損値である。昭和51年までは実人員は各年の1月1日を基準日としていたが、その後各年の入所人員の最多月と最小月が表記されるようになったので、最多月を採用した。)

この表に基づいて、各施設の入所状況を検討した結果、全国動向と近似に右肩下がりの減少傾向を示すものが多数を占める一方で、比較的高い入所者数で安定している施設や、乱高下を示すもの、その他に区分できることがわかった。もちろん、単一に区分できる性格のものではなく、いくつかの特徴を重ね持つものもあるが、施設ごとに区分した結果は以下の通りである。

減少群(最近まで低位あるいは減少傾向のあるもの)

武蔵野学院、きぬ川学院、杜陵学園、さわらび学園、朝日学園、福島学園、茨城学園、那須学園、群馬学院、生実学校、おおいそ学園、新潟学園、富山学園、石川児童指導センター、和敬学園、甲陽学園、波田学院、三方原学園、愛知学園、玉野川学園、淇陽学校、若葉学園、精華学院、喜多原学園、斯道学園、えひめ学園、福岡学園、虹の松原学園、開成学園、清水が丘学園、二豊学園、みやざき学園、牧ノ原学園、若夏学院

高位安定群(比較的多い数の入所児童が安定して見られるもの)、 埼玉学園、誠明学園、修徳学院、阿武山学園、成徳学校、

乱高下群(著しい減少か増加の見られるもの)、
向陽学院、大沼学園、北海道家庭学校、青森みらい、千秋学園、萩山実務学校、わかあゆ学園、国児学園、明石学園、仙渓学園、わかたけ学園、広島学園、育成学校、徳島学院、希望が丘学園、

高原群(過去に高原状態を示した時期のあるもの)

横浜家庭学園、横浜市向陽学園、淡海学園、

なお、高原群をはじめ、多くの施設は昭和53年頃に入所者の増加が見られ、昭和から平成への移行期に減少している。また昭和52年以降のデーターが最多月に変更されていることの影響は、グラフで

見る限り小さいものと考えられる。

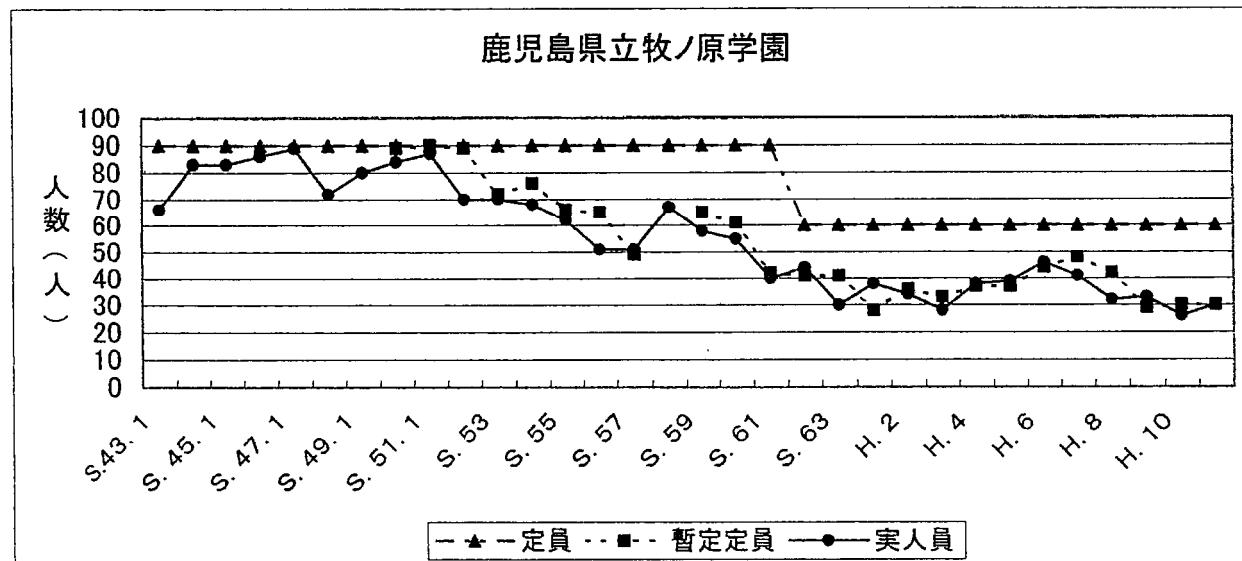
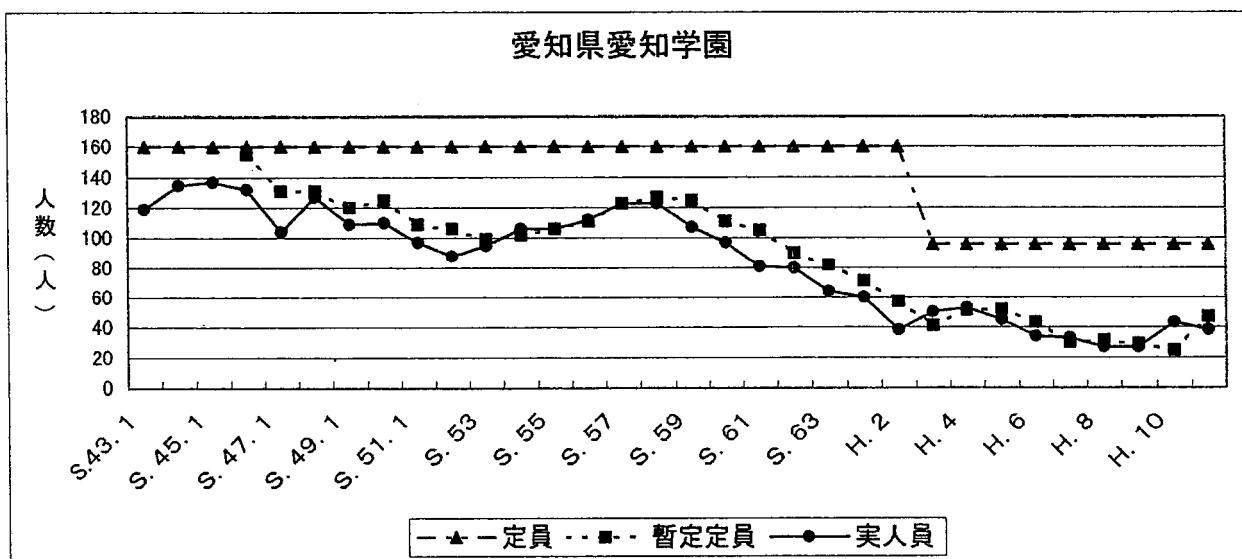
この部の末尾に、各群の典型例をグラフで表した。

考察

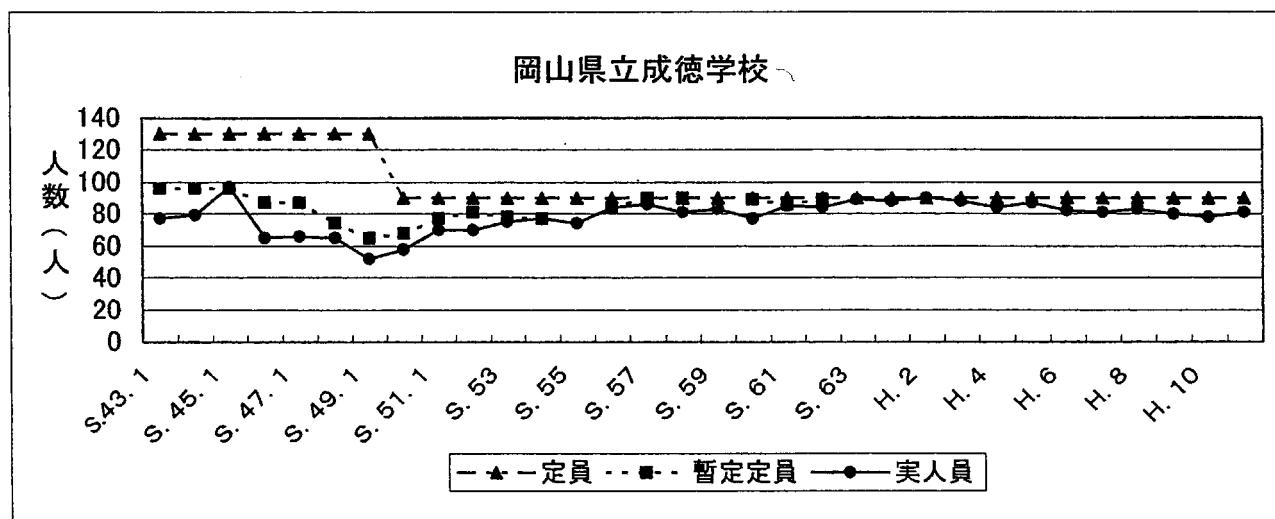
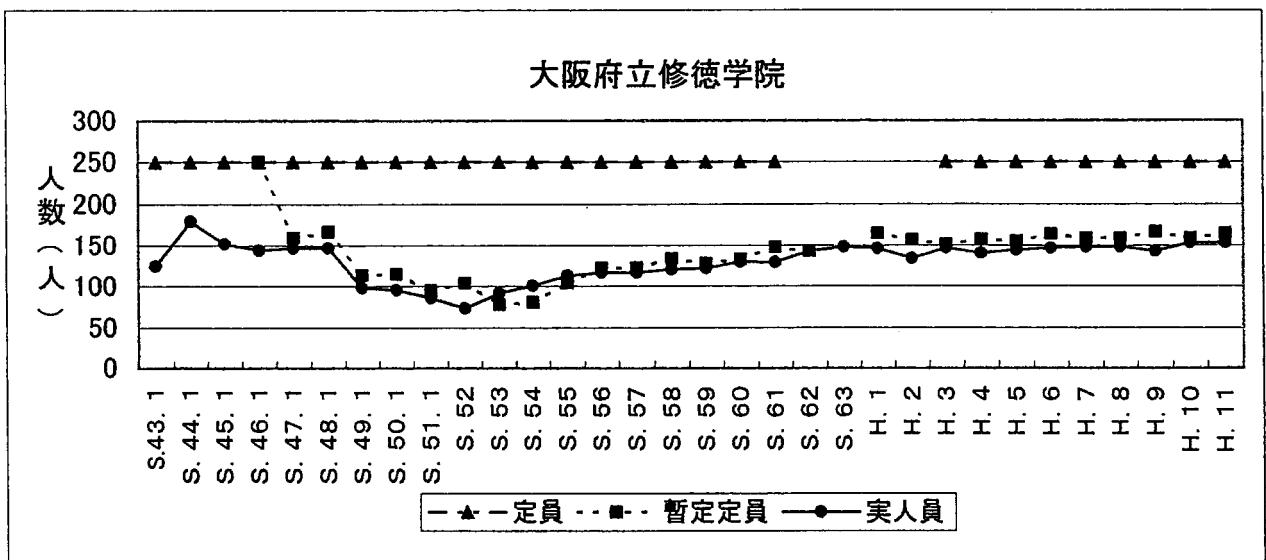
本調査の結果、児童自立支援施設が全体状況として、入所児童の減少傾向にあることは明らかであるが、現実には減少傾向を示さず、高位で安定しているものが存在する。その多くは東京、大阪などの大都市部に存在する。また減少傾向の多くは、昭和40年代から始まるものと、昭和の最後から始まるものに分けられ、その間の昭和50年代に一時高原期を形成するものもある。その意味では、高度経済成長期から減少した群と、非行の第3のピーク（昭和58年前後）以降に減少した群とがあり、その時期を越えて高位を維持している施設が存在しているということである。

乱高下を示す施設に関しては、建て替えや事故など、なんらかの出来事で理解する必要があろう。なお、これらの施設別の傾向を明らかにするさい、施設に内在する課題、措置する側の課題、対象の課題、少年法体系や警察など制度間の課題などを明らかにするには、各施設の少年法による入所率や都道府県間の協議による、他府県児童の受け入れなども視野に入れる必要があると考えている。このことは家庭裁判所決定に基づく場合も同様で、入所児童の圧倒的多数を家庭裁判所からの送致による施設も存在する。

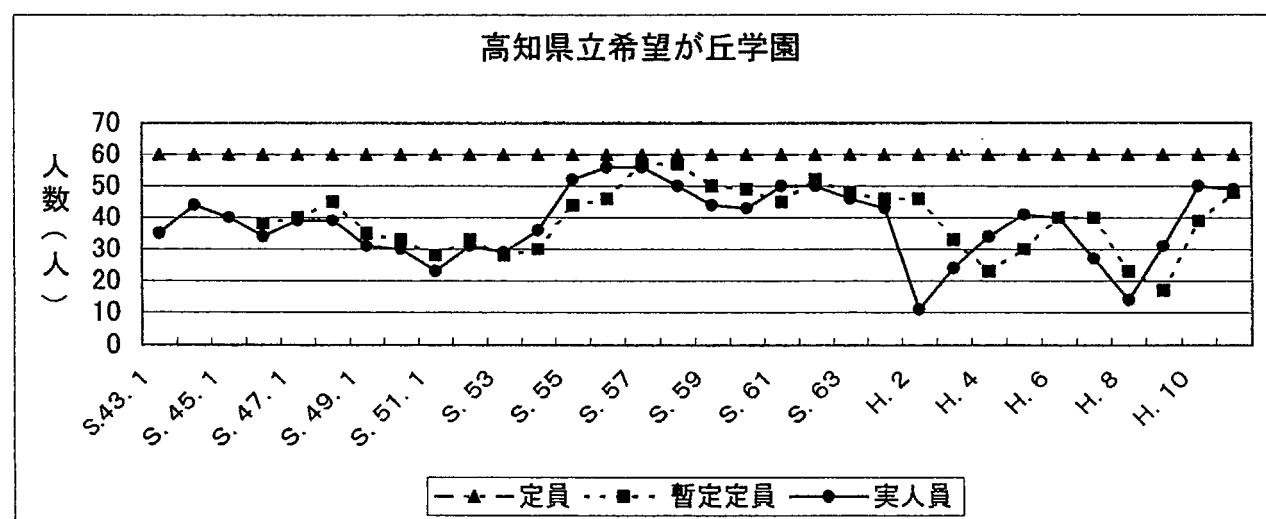
減少群



高位安定群



乱高下群



施設 実際の入所状況の変化についての理由。①、②、③は各施設の実際の変動点		
X-1 ①に関して	②に関して	③に関して
児童の減少が、職員減につながることに危惧を感じていた。学校の方針として中卒児童を義務教育終了後も残して、農機具の部品製作会社に職場実習として通勤実習するということにしたため実質的には人数が増えた。	寮舎の全面改築の時期で、改築前の寮舎は雨漏りがするような状態だった。そのため全寮が同時に改築となり、収容する寮舎が無かつたため、入所も控えもらった。	
入所が極端に少なくなっているが、これと言った原因は特に考えられない。6ヶ寮から5ヶ寮になったが、それは結果であって原因ではないようと思われる。	入所が極端に増えているが、①と同様にこれと言った原因はとくに考えられない。	①と同様に、入所が極端に少なくなっているが、これと言った原因は特に考えられない。
夫婦制という体制の中で、いろいろな問題が出てきた時期だったそうです。	夫婦体制の混乱が終了し、3寮体制での建て直しが図られるようになり、安定してきた。	
児相との関係悪化の為、入所が減つ		
小舎寮を中舎寮に建て替えのため。	原因については分からぬが、措置児童数が少なかった。	
ベテラン職員が多くいた時	ベテラン職員が転出したため。	ベテラン職員が転出したため。
年間の退所児童数が例年の5割増 減少した理由は不明である。		
入所について、相談所の判断で2号措置の割合を増やした。	平成3年度、寮舎を2ヶ寮減らしたことによる。(4年度には復旧)	平成5年度入所児について中学2年、1年の比率が高く、翌6年の在籍数が増えた。
情短児寮設置にともなった混乱。結		
?	・不安定な児童が多かった。・ケースワーカーの考え方の変化(施設内処遇から施設外処遇一在宅処遇重視に変わった。)・社会的事件(オウムの子どもの一時保護による余波)	

戦後の経済が復興し、保護者が子どもを養育できる状態になった。	暴走族の取り締まりが強化され、多数補導された。	
たものとなる可能性が高い。		
校内暴力等で入所が増えたと思わ		
入所対象児童が変わった。(養護児童の入所の減少)	県内における校内暴力の増加。	前年度の無断外出者数の増加のため、児童相談所からの措置がなくなった。
寮舎を3つから2つに縮小。		
校内暴力などで学校が荒れたことによる入所増が、落ち着いたから?(よくわからない。)	よくわかりません。児童の行動(自由。権利の主張)に対して、世の中の見方が厳しかった。(入所児童の増)	児童の諸問題行動に対して、世の中の見方が変わった。受け入れるようになつた。甘くなつた。一般化(問題行動が)した。ことによる入所減か?
S.48年度の当初人員は30人(全年度は41人)でスタートとし、入・退所人員とも全年度とほぼ変化がないため。	S52年度の年度平均(各月初日在籍数)は36.8人、S52年1月の在籍は、34人であり、前後の年度・年と大きな変動はない。	平成元年に現在地に(新築)移転と同時に定員も1寮増やして増員となった結果、当該年度の入所者が31人と、当学院史上で最大の人数となり、当該年度「の退所者も21人で差し引きプラスとなつたため。
点からしか、とらえていないことになる。		
非行がグループ化し、不良交友、深夜徘徊、恐喝で入所てくる男子と性非行等で入所の女子が多くなった。戦後、何回目かの非行多発時期だったと考えられる。	①のグループ化非行の流れに歴止めがかかり、H6年頃から減少が始まり、入所児の傾向が学校不適応、社会不適応の高校中退児、中卒児や、社会性の極端に低い従来の非行児と違うタイプの子の入所が主になってきた頃である。	

非行の第2のピークを過ぎたことによる自然減。また、児童CWの新規採用増の時期と重なることもあるかと思われる。1ヶ寮閉鎖。	寮の職員の週休確保のため、特別寮を1ヶ寮、増やす(特に、○)。そのため、普通寮が1ヶ寮少なくなった。	非行の第3ピークを過ぎての自然減。
明確な理由は不明。入所児童の減少からも、公的な機関の方がより公明性が保たれると考えている。		
夫婦小舎制から交替中舎制への移行に伴うものと考えられる。		
入所児童の減少傾向から定員改訂		
坊主頭を廃止したことと、短期処遇		
小学生や中1・2年生の入園が続いたと考えられる。(中学卒業時の退園生による減少が目立たない)	児童の定直度が低かったと思われる。(強制退園、措置変更)	
児童相談所など関係機関との連携の努力	無断外出やそれに伴っての事故などの問題が多発したため。	関係機関との連携の努力
高度経済成長により、物質的に豊かになった反面、モラルの低下、価値観の変化が大きくなり、非行にもそれらが反映し、盗みを主に、社会性の乏しさからの問題行為をもつ入所者が増加した。	不良交友、万引き、シンナー等によるグループ非行が増加してきたが、同時に保護者の高学歴等による同意の難しさも見られてきた。	暴力、傷害、恐喝、バイク盗、不純異性交遊等非行の重度化と複雑化及び家庭における崩壊が目に付いた。
前年度、2月以降反社会的児童の入所が増えている。また、学校不適応児童の入所もみられる。	在園期間が長かった児童が多数退所し、逆に入所数が近年にく減った結果である。	学校不適応、社会不適応といった非社会的傾向児童の入所増に加え、小学生の入所数が多かった。

施設 VII-1 一般に充足率上昇の理由

①対象児童の増加 ②児童相談所が機能して、対象児童への事前の情報提供がなされ、児童相談所と施設の間に信頼関係が出来ている時。③家庭裁判所の審判で児童自立支援施設入所対象児童について事前に情報提供がなされ、家裁と施設の間に信頼関係が出来ている時。④施設が社会的責任を果たしていると認められる存在になっている時。⑤上記①～④の場合に施設側が、対象児童を受け入れられる状態であること。

・関係機関との連携、特に児相などとの人事交流を活発化する。・施設ですべて解決する従前のやり方を変える。・処遇について、経験則からの脱却をはかる。・非行児を開放施設(養護施設など)で扱う訳であるから、無外等の後始末(補○等)を保険等を○○するなどして、職員の負担を少なくする方法を考えるべし。そうすることによって、子ども達をのびのびと指導出来ると思う。私の施設では、無外に対する「警戒」心が強く、事故を恐れる気持ちが強い。全国レベルでの対策が必要。

※30年程の経験の中では、明確なものがないというのが実感です。一般的に考えられるものを上げてみました。・家庭を取り巻く経済的な側面(景気の悪化)・学校の現状(荒れている状況)・児童福祉司の専門性(親権者等を説得できるか。)・施設の専門性への評価

児童相談所との関係

・良好な退園ケースを増やす。・児相との関係を良好にする。

措置児童の改善率の向上・退所後の及び就職・進学後の定着率の向上により、施設の信頼を得施設利用の効果・必要性を地域の学校、保護者が理解し、協力的である場合。

児童自立支援施設を単体として考えるのではなく、地域も含めたネットワークの1つとして考えていくとよい。

一方では児相あるいは他の関係機関を含んだ福祉処遇システムの再考、再構築が必要。他方では、少年院あるいは中間施設をも含んだ非行対策のシステム化が必要。・従来から存在している「人間力」による処遇ということを明確に残しながら、他方、処遇の理論化・普通化を義務とする必要がある。

・入園した児童の生活が、入園後も退園後も安定、改善しているケースが増えること。・措置する側(児童相談所、家庭裁判所)が施設を理解し、評価している。・施設について、人々が好印象をもつこと。

非行だけでなく、養護に欠ける児童が増えてきたから。

・児童相談所の機能強化・児童相談所と施設間の人事交流・専門職を配置・施設職員の年齢構成を計画的に配置

・問題行動のみを見てケースワーク上の関わりもせず、学校・地域の排除の論理を鵜呑みにして措置決定する児相に無批判に従い子どもを受け入れる。・「最後の砦」などという何の専門性の裏づけもない言葉に酔いしれて、知的障害や情緒障害、果てには精神病まで無制限に抱え込む。

・子どもの意向など無視して施設(担当者)の都合で何年も在園させる。・子どもが落ち着いて生活できる人的・物的環境を提供できるかという施設としての自己評価を欠落させたままで、定数という非現実的な設定に合わせようと子どもを受け入れる。・少年院と福祉施設の相違も不明な中で、ゴミ箱のように利用されることに耐える。

・施設が社会の中で評価される。・多様な児童(不登校児、非社会的な問題を抱えた児童、ADHD等)が入所可能な施設。・アフターケアがなされている。退所児童との関係がとれている。

・多様な児童に対応できる職員に専門性がある施設。・予後がいい。・児相との関係が良好で警察、児相の取り組み方によって、変化するので、警察も虞犯少年の補導や通告をもっと厳しくやる事で入所数は増えると思われる。

・社会のニーズに応じた入所・施設運営がなされていれば、充足率が向上するのではないかと思われる。・児童の生活の安定・性向の改善などの実績が見られること。

・養護施設への措置対象ケースとのラインが不透明になりつつあること。

措置のあり方を考える(変える)。施設も入所に関係することが必要(児相任せではむずかしい)

・社会・経済状況の変化による家庭の監護能力の低下による非行の増加・広報等により施設のイメージアップにより、保護者・児童からの同意が得られやすくなること。・対象児童の範囲拡大

・在所期間を平均的に延長する

・処遇力の向上 ・児相の強化 ・市民の意識変化(イメージアップ)

児童福祉司を含む、児童相談所の機能が上がれば、充足率も上がる。

関係機関、特に児相との関係が良好である。全国的に児相での非行相談件数が減少しているとは考えられない。それなのに、入所に結びつかないのは何故か?ということになる。まずは入り口での対策を考えられる必要がある。児童福祉司の専門性、力量の課題あり。施設側としては、処遇内容をもっと外からわかりやすいものにしていく努力がまずは必要。今だ、暗い、恐い、冷たい……などのマイナスのイメージが強いと思われる。夫婦制にせよ、交替制にせよ、職員の処遇技術、質の向上は絶対必要。その他、施設のビジョンのなさを解消する施設長が短期間で変わることが多い現在、ビジョンの欠は、職員の意識の低下を促すことにつながっている。

・養護施設の入所率が高く、問題児童の行き場がなくなった場合。 ・経済や社会状況等の変化により、家庭の養育力が著しく悪化した場合。

・児童相談所のケースワークの活発化 ・児童相談所と児童自立支援施設とのケースをめぐる完全な連携が築かれていること。

不登校児や養護施設の入所児等で必要な場合、短期の利用を受け入れる。自立支援の為の居住スペースを用意し、一人暮らしの練習やそこから高校、仕事に通い、自立の準備をさせるなど、入所したことをプラスと思える援助を行う。

①少年事件の増加 ②警察の補導・通告数の増加(年度の姿勢にもよる)→③少年審判の増加

④児相の施設への信頼度 ⑤児相CWのケースワークの力量

・少年犯罪の増加 ・一部改正により、児童自立支援施設の入所対象児童の拡大 ・学校教育の導入による進路保障 ・被虐待、養護性の高い、虞犯、触法行為による入所児童の増加

・対象児童の増加 ・児相担当者の力量及び方針(児童保護者への説得、司背wつの積極的な利用) ・長期処遇の採用

・入所するにあたって保護者や本人の同意を得ることが多くなる。(施設において児童の問題が改善され、評価が高まると利用が増す) ・社会的に施設が開かれた存在になってゆくと、児童や保護者も納得しやすい。 ・児童の問題性が深刻であると、家裁を通じての入所となることが多くなり施設機能を果たし、関係機関との連携もとれていて、信頼が築い。

学校教育の導入(全施設)、自立支援施設職員としてふさわしい職員集団の確立、関係機関との人事交流の促進、児童自立支援施設独自の学習教育の取り組みを学校教育として承認、児童自立支援施設職員の専門性の強化、児童自立支援施設にも措置権を与える。

・児童相談所の効果的ケースワーク ・警察通告、家裁送致の増加

・行動化した情緒障害児について、情短施設では受け入れが困難 ・児童精神科の退院先が無く、児童自立支援施設への入所希望がある。 ・被虐待児が増加している養護施設の実態から、いわゆる「施設不適応」としての児童を依頼される状況が増えている。

・学校や地域での不適応児が社会的に増加すると共に、自立支援施設がそれに対応できると社会的に認知された場合。 ・児童相談所との連携、信頼関係がよい場合。

2 一般に充足率下降の理由

①対象児童の減少 ②児童相談所が機能不全を起こし、児童に対して充分な情報提供がなされていないままの入所のため、入所後指導が困難な場合、児童相談所に不信感を持ち児童の受け入れに消極的になる。③家庭裁判所の審判で児童自立支援施設入所の決定がなされる時、事前に充分な情報提供がなく、また児童に対して児童自立支援施設の情報提供が無いままの入所で、施設側の指導が困難で、家裁に不信感を持つような場合は受け入れに消極的になる。④児童自立支援施設が社会的責任を果たさないため、社会が施設の存在意義を認めない状況にある時。⑤上記①～④に加えて、施設側が児童の受け入れが出来ない状況である時。例えば、職員に病休者やその他の休暇者が多く職員体制が都整わなかったり、無断外出が相次ぎ、施設内が・公立であることが最大と思う。正直なところ、無理して入所させて事故でもあればという気持ちが強いと思う。・実際に定員通り、入所可能な施設はほとんどなし。従って、実際入所可能な数字を定員とすれば、充足率はかなり上がる。・自立支援施設は、領域が広いので、つまり、養護施設から少年院はたまた情短。従って、無理な児童については、すみやかに変更できるシステムが必要。そうすれば、少しはどうかと思う。・何でもありの状態をかえなければ？困った子どもを何人とかでは？・夫婦小倅制での夫婦の補充をすみやかに出来るシステムを！

・本人及び親権者の同意が得られないことが多い。事前見学等を実施しているが、同意が得られにくいのが実態である。

児童相談所との関係

上がる理由が出来ていない時。

施設の信頼がないこと。

上記の理由の逆

・児童の同意がとれない。・施設の理念と現実のギャップが大きい。

子どもの人権を尊重し施設入所に際して、親と子どもの了解を要するためか、最近では児相からよりも家裁の審判による入所が多くなってきてる。以前は児相からの措置が多かった。

VII-1において、成果があがらない。

・施設の処遇力の不足。・それに伴う、外部からの施設への不信。

少子化。非行が一般化ってきており、対象児童と認識されにくくなってきたから。

・児童相談所の機能が低位している。(自立支援児対応の専門職員の配置)・子どもの権利意識が強くなって、施設入所を希望しなくなった。

・地域、学校で手に余った子どもを引き取ってもらうゴミ箱としてしか見られていない施設のステイグマを払拭できない。・ステイグマ施設への入所に同意(本人、保護者)を得ることを可能にするケースワークの能力を児相が失っている。・定数を充足させようとすると、子どもの安全はもちろんのこと、職員の安全が守られないという施設の崩壊状態を招く。(対応できる範囲に子どもの数を制限すると、人事当局は入所児が少ないからと職員を減らし、ますます対応力が落ち、充足率が低下する悪循環に陥る。)

上記の内容の反対。

世の中が大らかになり、多少の犯罪行為があっても、見過ごしてしまうようになってきた。

・閉鎖的である。・実績があがらない。・職員の仕事に対する意識の低下。

・少子化が進んでいること。

退園後の成績が良くないと下がる。(指導全般についての評価)

・権利意識の向上により、施設入所の同意が得られにくくなること。・不祥事等のニュースにより、施設のイメージがダウンすること・在所期間を平均的に短縮すること

- ・処遇効果があがらない場合。・児相の専門職が不足あるいは配置されてない場合。
- ・児童福祉司の資質の低下、児童相談所の機能の低下が考えられる。・家裁の審判等で非行度の高い子が入ってくるような状況もあり、保護者の入所への同意を得にくい。・児相において、入所の同意を児童・生徒にも求めている。
非行相談は減っていないのに、入所に結びつかない。施設を児相のCWが十分理解していないのでは…。施設の方も暗いといわれているイメージを積極的になくしていく努力が不足。施設を利用する側にも理解されていないように感じる。充足率の低下が、リストラなどのため、入所可能数をさらに悪くしている。入所数が少ないので、施設全体の活力低下となり、施設の処遇力を低下させるという悪循環が続く結果となる。行政の児童自立支援施設への理解不足があるのではないか。児童福祉にとって施設の必要性は大きい。積極的に施設を活用しようとしているからと思われる。
- ・少子化により、児童数が絶対的に少ない。・教護院のイメージを払拭できない。・少子化により、学校が一層子どもを抱え込む。
- ・児童自立支援施設の処遇方針や体制が、ケースの実情やニーズから乖離してしまった場合。・少子化が進行しているにもかかわらず、定員の見直しがなされていないこと。
未だに教護院といった悪いイメージが強く、県に公立のものが一つの為、利用しにくいと思う。入所することで、進学、就職にプラスになるところはあまりなく、自立のための支援システムも不十分。
- 上記①～⑤の逆の場合、及び交替制に移行した施設は軒並み減少しているようです(④との関係)。
- ・児童相談所CWが、被虐待児の対応におわれ、非行、虞犯、触法行為児童まで対応できない。
- ・入所に当たっては、本人と保護者の同意が必要であるとする措置方針が一定の足かせになっている。・児童自立支援施設に名称変更になったが、教護院のイメージが強い。・ハード面の受け入れ体制や職員配置基準等が遅れている。
- ・対象児童の減少・児相担当者の力量と方針(児童・保護者への説得ができない。施設以外の社会資源の活用)・短期処遇の採用
- ・保護者及び対象児童の同意が得られない。・施設のイメージの問題(社会的に開放されていない)
処遇形態が併立制や交替制となり、施設機能が弱まり、関係機関との連携もとれなくなるため。

職員の専門性の低下、関係機関との信頼関係の不確立

- ・児童の入所に際し、「意向の確認」があり、児童相談所が入所の同意をとりにくいと考えられる。
- ・警察通告、家裁送致の減少

児相からの入所について、本人、家族の了承が得られない場合が多くなっている。

- ・上記不適応児が減した場合。あるいは、自立支援施設が、本来の使命を果たせると社会的に認められなかつたり知られなかつたりした場合。・児相との連携、信頼関係がよくない場合。

施設 公設公営原則をはずし、公設民営に移行することについてどう考えるか 1よい、2やむを得ない、3よくない、4その他

- 3 公設民営によるメリット、デメリットを考える時、対象児童にとっては公設公営が良いと思われる。
- 4 はっきりと決めかねている。〇〇には、全国に民営が2つあるが、詳しいことはわからないので。
- 3 よく分からない。
- 2 児童の入所に関しては、他県との交流がしやすくなるが、処遇困難児童等が浮いてくるのではない
- 4 かと思うが、公設でなければならない理由に乏しい。
- 2 入所型施設を公設公営で運営する時代ではないと思う。
- 2 現在のようは状況が続きのならやむを得ない。
- 4 民営化自体が困難と思われる。(大都市は別として)
- 4 いずれにしろ、良くも悪くも公設というところの問題点が露れてくる。
- 3 閉鎖性。スペシャリストの不足が起きる。
- 学習権の保障ということで、公教育が導入されなければならない今、民営の場合、公教育の導入
- 3 は難しいと思われる。
- 3・財政の見通しがたたない。(施設運営の予算)・児童処遇の特殊性から民営化は適さない。
- 公設公営が民設民営がはっきりした方がよい。公設民営は中途半端で公設と民営の悪い面を併
- 3 せたものとなる可能性が高い。
- 4・施設の種類によって、公設民営が有効なものがある。
- 3 採算性が重視されると思うから。
- 2.3 2-現状のまま充足率が低下すれば、なんらかの改善が必要であると思われる。
- 独立採算制による効率化を強いられる結果として、職員の労働条件の低下ないしは、劣悪な労働
- 3 条件の固定化と児童処遇条件の低下は必至である。
- 4 よく分からない。
- 4 メリット・デメリットについてよくわからぬため。
- 定員開差の問題からの選択であるなら、根本的な問題についての解決がされず、充足率だけの視
- 3 点からしか、とらえていないことになる。
- 社会福祉施設の措置から契約への流れは時代の要求であり、その意義は理解できる。ただ、施設
- 利用者が自ら選択して施設サービスを利用する場合と違い、当施設のように入所者が必ずしも希望
- 4 して施設に入所してくるわけではない場合もあり、経営実態のみを遡上に乗せて検討することは慎重に行いたいと考える。
- 社会的責任をきちんと果たすべき。学校教育との連携において、公・民混在は不安定要素になり
- 3 かねない。
- 意味がない。教育の分野で自立支援のシステムを立ち上げることにより、発展的に福祉から教育
- 4 に移行されることが望ましい。
- 行為障害等の非行関係の子どもが入園することが多いので、守秘義務、プライバシーの保護等の
- 3 面からも、公的な機関の方がより公明性が保たれると考えている。
- 現在の施設の機能がとても中途半端であり、このままでは入所したメリットがあまり感じられないと
- 2 思う。もっと今の社会の必要性に見合った取り組みをしていく必要がある。公営という体制がネック
- になるならば、民営化もやむを得ないと思う。
- 3 経済「合理性」以外、あまり積極的な意味が見いだせません。
- 3
- 2 入所児童の減少傾向が続いている、公設公営による運営が難しくなってきたため。
- 3 安定的な施設運営が期待できるか?
- 3 経済性が優先されるおそれがある。
- 目に見える結果、効果がすぐに出ない職場であり、その運営の難しさは大きいといえることで、公
- 設公営が望ましいと考える。反面、公設民営化した場合は、施設長が単なるポストの移動では済ま
- 3 なくなり、その分、職員との処遇の一本化も可能となりレベルのアップにつながる可能性もあると考えられるが、確実性には欠ける。
- 3 入所児童を増やすための施設努力がなされる。
- 3 行政としての責任が不明確
- 3 本県では公設民営の施設運営はなくす方向であり、めぐまれない養育環境で育ってきた子どもたち
- 3 に公営で責任をもった支援が必要である。

都道府県に1以上の児童自立支援施設が必要か 1はい、2いいえ、3その他

- ①保護者や出身校の面会や、逆に家庭訪問等を考えると出来るだけ近い所にあることが望ましいと思われる。②職員数が児童数より多い施設のことを考えると地域(例えば、四国地区は交通の便も良い為)で医療的な治療を要する児童、男子、女子というように県毎に機能を分けて、分類処遇を考えても良いかと思う。
- 1 身近で、地域や学校と連携出来、保護者の面会、帰省が可能な点。
- 1 児童自立支援施設以外、どこにも行く場のない児童がいるので、その受け皿は必要と思われる。多様な問題を抱えた児童が増えていることや、そういう児童に適切に対応できるところが設置されていないため。
- 教護院時代から言われてきた「最後の砦」的な役割を担う施設は最低でも各都道府県に1つくらいは必要であると思う。
- 1 男子の施設と女子の施設を分ける。
- 1 退園
- 1 より地域に密着していた方がよい。
- 1 非行児童を入所させ自立訓練と支援する施設が他に無いため。
- 1 むしろ小規模化を図るべきだろう(数はいくらあっても良い。)
- 1 それだけに必要はある。福岡県について言えば、福岡市と北九州市も設置するべき。
- 1 グループでの非行の場合、分けて入所させることができるから。
- 1 ・問題行動が軽微のうちに対処できる。・保護者との連携が頻繁にとれる。
- ・施設が複数であれば、グループ非行の分散指導が多少なりとも容易になる。子どもが施設にいる間も家庭・学校等との連携は必須であり、訪問とか来園がやり易い距離を考えると、せめて同一県内と考える。
- 1 ・地域でのケアが児童に必要。・措置形態として児童の処遇がなされているため。
- 児童自立支援施設でしか処遇できない児童もいるから、やはり必要である。県外の児童にはアフターケア等は難しいから、各県に1つは必要であろう。
- 1 対象児童を受け入れていく施設がないため。
- 1 自立支援を行う施設を1カ所は置くことによって、各地域の受け入れ態勢を整えておくべきだと思
- 2 不経済、マンネリ化する。
- 本道みたいな広いエリアをカバーする場合、一箇所でいいとは思えない。児童の処遇において、最も重要な課題のひとつが、家族間の調整であり、この課題をより前向きにクリアしていくには、児相との協力・密接な連携による施設側からの保護者への働きかけとなる。この場合、地理的な条件はネックとなる。しかし、財政的な効率性との兼ね合いから見ると判断に窮する。
- 心に深い傷を負った非行児童は多数いる。(児相を専門職化することと、自立支援施設の職員の養成所を国公立の大学の中につくり、医大のインターンのような制度をつくり、じっくりと真の良い専門職員をつくることなどが条件。)
- 当県は、県内各地から施設所在地に自家用車で、出かけてくる場合、最長で片道3時間でくることができる。県内に2箇所以上の設置は不要と考えます。
- 各地方それぞれ、施設を必要としている児童は存在している。そして、これらの児童はその地方で生活するなどを多くは望んでいる。そのためだけにも、各都道府県に1カ所は必要と思われる。
- 広域で、男女を分けて充足率を高める工夫等が必要(現在のように教護院のイメージが払拭されない場合)。(入所システム等が変わり、自立にテーマを当てた様々な児童が入所するようになれば、各県1で良いと思う。但し、国立施設については、教護院に戻すことも同時に前提として必要と
- 1 もっと、必要とする児が利用しやすいように、保護者への働きかけもしやすいように。
- 1 児童を出身家庭や学校、地域と遠く話すべきでない。
- ・少年犯罪を防止する上からも、地域に根ざした地域主体のシステムが必要である。・児童自立支援施設に隔離する方法は時代遅れであり、入所機能のある地域支援センター的な役割・機能を持つ施設の中でケアするべきである。
- 3 地域性から、わが県に1ヶ所は必要。
- 1 対象児童が、現実にいる。
- 1 対象児童が多い。
- 児童養護施設の機能を持つと共に、園内における学校教育実施という利点のこと、一ヶ所以上の同施設があることにより、人事交流、あるいは競争原理が生まれ、レベルアップが期待される。
- ・現在入所児童は少なくても、利用頻度は高い(入退所の増加)・施設が他の都道府県にしかないと利便性が悪くなる。
- 1 入所児童の特色により選択が可能となる。
- 子どもの自立支援にあたっては、家庭や出身校との協働や調整が重要であり、一県に一施設は必要である。

IX-1 公設公営のメリット

①入所児童が少なくて、施設運営を心配することなく指導に専念できる。②利用者にとって公立ということで安心して利用できる。③児童福祉法44条に対して、少年法と児童福祉法の狭間にある要保護児童に対しては有効である。

出来れば公立で責任をもって、14歳未満の非行児を処遇する施設としての位置付けが必要に思う。民間では、経費等(人件費)が保持できないではないか。低い人材の問題があるのでない
・人的にも予算的にも効率を優先しなくてもやっていける。(小舎制の維持、勤務条件の改善等)
・職員も身分的に保証されており、人材確保も容易である。
必要最低限の保証されているから。

よくわかりません。

入所児童が一定しないがしなすことによる、経営も不安定要素がない。

自立支援の内容が公的施設である方がやりやすい。

公平性(地域的、経済的)

入所児童が減少しても公営だから継続運営ができる。

一定の水準以上の職員の確保がある。

幅広い人材。経済面での安定。

措置人数に左右されず、安定した運営ができる。守秘義務が保たれる。公平性が保たれる。

・地域住民のニーズが反映出来る。・利用者と、児相・学校・施設のつながりが密接になる。

・設置義務があるので、不採算でも施設を維持できる。・首長の政策方針によっては、最低限必要な人員等の確保(予算的配慮)が可能である。(逆もありうる)

・公務員の職務上の不法行為について、国家賠償責任を国が負い、職員が守られている。・被害者に対しての使用者責任を負うことができる。

採算性を度外視したかわりが可能である。

・資金面での保障・職員の身分が保障されており、職務に専念できる。

施設サービスにおける公的責任が明確である。

必要としている児童が少数(実際はたくさんいるが)でも、しっかりした施設体制(処遇)で対処できる。

・定数充足率の増減に経営が左右されない・定数充足率を重視した処遇に偏する可能性が低い。・小舎夫婦制のため、寮職員は別だが、本館職員は一般行政職としての人事異動の一環であり、施設の閉鎖性に陥る危険から免れる安全弁となっている要素がある。・最低基準を上回る職員を配置し、処遇の向上を図ることが比較的容易である。

非行児童の教育には大変なエネルギーがいるし、危険もある。職員の身分の安定がないと打ち込めない。また、弁償問題など考えれば、公設公営でなければならない。

1. 職員の給与等の待遇に関して、施設経営上の影響を受けないため、業務に専念できる。2. 職員の採用に当たって公募形式を探るため、優秀な人材を確保できる。3. 公的な関係機関(児相・福祉事務所等)と、ある程度人事交流があるため、業務の理解を得やすい。

公的責任を果たせる。学校教育の実施がより可能。地方の子どもはその地方で育てる事が可能。民間では維持していくことは困難。公設であるからこそ安定。

・現在の広大な環境(ハード面)を、子どもに提供できる。・措置基準以上の職員を配置でき、子どもに豊かな環境(ソフト面)を提供できる。

運営に必要な予算等の確保は安定している。職員の人員数の確保や、勤務形態もきちんとしており、転勤がある為、マンネリは防ぎやすい。

絶対的なものは、生徒数の増減によらず、運営基盤が保障されることです。その時々の事情によっては、一時入所ストップということをせざすを得ない場合があります。公的機関同士踏み込んだ意見交換がしやすいということもあるでしょうか。

・児童自立支援施設の職員には専門性が求められており、公設公営であれば、安定した職業形態が保障され、より高い専門性が養える。・職員配置基準以上に職員が確保され、研修等によって専門性を高めることができる。

入所児童の増減にかかわらず、一定の待遇が保障できる。

安定した運営ができる。

予算に比較的恵まれており、予算不足のため施設機能に支障をきたすことは少ない。

採算が度外できること。職員の地位、身分の保証による安定。職員の個性が生かされる。

ハード、ソフト面(人員、予算)において、民間施設より優遇される。・入所児童数が少なくとも運営できる。

・職員の質の確保(賃金等、就労条件等が良く、職員が安心して仕事ができる)・児童福祉状況把握も可能、連携も良好に保たれる。

・いわゆる指導困難(待遇困難)事例への対応が可能。

職員の待遇が充実しているため、安定的継続的な支援ができる。

公設公営のデメリット

①公立であるということで、施設運営の心配はしなくてよい。そのことに甘えて、民間の施設のように、処遇の内容や向上や、職員の意識改革がおろそかになりがち。②職員の確保について、公務員ということで融通が利かないため、採用には制約があり資質を持ってその施設で働きたいと言う職員の採用が困難な場合がある。また人事異動の対象となるため、経験を積んだ職員も移動してしまうこともあり、反対に児童自立支援施設での勤務を望まない職員が辞令1つで配置されることもある。③定員開差が大きい施設の場合、施設が社会的責任を果たしていると認められるかが問題である。

これまでの経過の中で、施設はかなり硬直化している。専門職の資格一つにしても、独自の感が強い。国の方針が一つもかわっていないことが問題。

・人事等行政の制約を受ける。(施設長が他の分野から異動してきて、2~3年で入れ替わる。)・運営も行政の制約を受け、それほど、思い切ったことは出来ない。

人事異動関係で必要な人材が確保されてない場合がでてくる。

よくわかりません。

職員採用がままならない。

職員の資質向上への取り組みが難しい。

だれでもできる仕事ではないが、本人の意志にかかわらず勤務しなければならない。

特になし。

・職員は存しても職人はいなくなる。・全国を横断した自立支援の意識が薄れ、県の行政機能としての意識が優先してしまう。

県が施設軽視した場合の、人事面における不理解、いいかげんな人事。

危機感を持ちにくい。施設本意の運営になりがちである。

・人事交流が限定される。・処遇方針が行政枠に規制される。

・不適格な職員の異動や首切りがやりにくい(傍若無人な振る舞いをする職員が居座る)。・とかく畳違いから施設長がきて数年で交代し、施設として追及すべき理念や目標が不明確にない易い(職員も同様)。

・公的責任の後退と捉えられるがちになる。・職員の資質での問題があっても解職できない。

サービスの拡充に限界がある。(職員の勤務時間等)

金銭的なことや、鼓動範囲等がやはり規制される。職員の採用等が自由にきかない。

・内部努力の低下

専門機関(施設)であるから、職員の経験は長い方がより指導支援力がつくと思われるが、逆にマイナス面として、マンネリ化もみられるのではないか?

・経営効率はどうちらかと言うと、度外視されており、都道府県財政を圧迫している施設が多いと思われる。・職員が一般行政職の人事ベースで異動すると、職員の専門性の蓄積・確立が困難と行政の都合で、専門職でない者が教育している。

1. 会計方式が単年度であるため、長期的な展望にたった予算執行による業務の推進が難しい。
2. 収穫物を販売してその対価を児童の処遇に反映されることが、歳入科目の構成上難しい。このことが可能となれば、児童の労働意欲増進に大きな効果ある。

定員開差があっても、親方日の丸でいられることが可能。また、このことについても、原因追及せず、安易でいられることがある。

長期間継続勤務により、公務員としての自覚に欠ける場合がある。

転勤の期間が短いサイクルだと、こうした施設では児と関係がつかなかったり、児への指導がしらかったり、がみられる。また希望としての転勤でない場合もあり、職員によっては、勤務することに負担を感じることもあると思われる。また、アフターケアが短期間になったり、退所児の心のよどこにはなりにくい。

人事上の融通が利きにくい点がありますが、自治体の姿勢次第というところもあります。

・県行政職採用や人事異動により適切な人事確保が図れない。

入所児童の極端な減少があると、財政的に苦しい状況にあるため維持が難しい。

新しい企画の実現に時間がかかる。

公務員として地位が安定しているため、危機的意識を持ちにくい。

職員の地位、身分の保証による安定のため、ともすれば職務に対する緊張、厳しさが失われがちとなる。施設長が単なるポストの移動となり易い。

・県行政職採用や人事異動により適切な人事確保が困難。

入所児童の極端な減少があると、財政的に苦しい状況にあるため維持が難しい。
新しい企画の実現に時間がかかる。

公務員として地位が安定しているため、危機的意識を持ちにくい。

職員の地位、身分の保証による安定のため、ともすれば職務に対する緊張、厳しさが失われがちとなる施設長が単なるポストの移動となり易い。

ともすると施設の評価をしなかつたり、児童待遇がマンネリになつたりする。

・直接指導部分以外(給食、清掃等)の効率化が難しい。・物品の購入方法の規定が厳しい(予算の流用・有効活用ができにくい)

直接待遇職員の人事交流が難しく、組織が硬直化しやすい。